

令和7年度
第5回長崎地方最低賃金審議会

資 料

厚生労働省
長崎労働局労働基準部
賃金室

資料目次

資料番号	1	長崎県の最低賃金（リーフレット）	1
資料番号	2	令和7年度審議会実績、令和8年度予定	3
資料番号	3	令和8年度の長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る 申出の意向表明	7
資料番号	4	特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明 （長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業）	9
資料番号	5	特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明 （長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業）	11
資料番号	6	特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明 （長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業）	13
（別冊）		長崎県の賃金事情	

長崎県の最低賃金

長崎県
最低賃金

1時間

1,031円

効力発生日 令和7年12月1日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。

※令和7年11月30日までは
953円が適用されます。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



特定最低賃金 はん用機械器具、生産用機械器具製造業

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

船舶製造・修理業、船用機関製造業

左記の業種については、改正がありませんでした。このため、**令和7年12月1日**以降は**長崎県最低賃金1,031円**が適用されます。

※ 最低賃金には次の手当は算入されません。
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金



最低賃金に関するお問い合わせは

 厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室

☎ 095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金に関する
特設サイト



賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

- news** 令和7年9月から制度を拡充！
- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
 - ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ+設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

- 活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

- 活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ)+設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

☑ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.11)

令和7年度の実績・令和8年度審議会日程(案)

令和7年度の実績	令和8年度(案)
公益委員会議 令和7年5月15日(木) 16:30~17:15 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度における審議会の運営について <ul style="list-style-type: none"> ① 運営小委員会及び専門部会の運営について ② 審議会日程について ③ 公益委員の専門部会委員について ・その他 	5月15日(金)
本 審 第1回 令和7年7月23日(水) 9:50~10:37 <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県最低賃金の改正諮問について ・運営小委員会の設置について ・長崎県最低賃金専門部会の設置等について <ul style="list-style-type: none"> ① 専門部会の設置について ② 専門部会の決議について ・参考人の意見聴取について ・事業場実地視察等について ・審議日程等について ※ 専門部会委員推薦公示、関係労使意見聴取公示(7/23~8/8) 	7月2日(木)
事業場視察 令和7年8月6日(水) 10:00~11:00 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主による事業概要説明 ・事業主等との意見交換、労働者代表より意見聴取 	7月下旬
本 審 第2回 令和7年8月13日(水) 8:57~11:19 <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問) ・長崎地方最低賃金審議会運営小委員会の委員の指名について ・長崎県最低賃金専門部会委員の任命及び今後の審議日程について ・中央最低賃金審議会の目安答申について ・「令和7年賃金改定状況調査結果」等提出資料について ・参考人の意見聴取について ・事業場実地視察等結果報告について 	7月31日(金)
専門部会 第1回 令和7年8月13日(水) 11:30~12:16 <ul style="list-style-type: none"> ・部会長・部会長代理の選出について ・長崎県最低賃金基礎調査結果等について ・長崎県最低賃金の改正について ・その他 	7月31日(金)

令和7年度の実績・令和8年度審議会日程(案)

令和7年度の実績	令和8年度(案)
専門部会 第2回 令和7年8月14日(金) 9:25~11:11 ・長崎県最低賃金の改正について ・その他 ※ 労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議	8月3日(月)
専門部会 第3回 令和7年8月20日(月) 9:21~10:30 ・長崎県最低賃金の改正について ・その他 ※ 労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議	8月5日(月) 予備日 8月6日
専門部会 第4回 令和7年8月28日(木) 15:31~21:02 ・長崎県最低賃金の改正について ・その他 ※ 労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議	8月12日(水)
専門部会 第5回 令和7年9月2日(火) 8:52~11:22 ・長崎県最低賃金の改正について ・その他 ※ 労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議(採決)	8月17日(月) 予備日 8月19日
本 審 第3回 令和7年9月2日(金) 11:44~12:07 ・長崎県最低賃金専門部会報告 ・長崎県最低賃金の改正について(答申) ・その他 ※ 異議申出に関する公示(9/2~9/17)	8月17日(月) 予備日 8月19日
小委員会 第1回 令和7年9月16日(火) 9:26~11:18 ・長崎県特定(産業別)最低賃金改正の必要性について ①参考人意見聴取 ②特定最低賃金改正の申出について(労側委員からの説明) ③必要性の有無について ・その他	8月24日(月)
小委員会 第2回 令和7年9月17日(水) 8:55~10:57 ・長崎県特定(産業別)最低賃金改正の必要性について ・その他 ※ 小委員会報告取りまとめ	8月27日(木) 予備日 8月28日

令和7年度の実績・令和8年度審議会日程(案)

令和7年度の実績	令和8年度(案)
本 審 第4回 令和7年9月18日(木) 8:54~9:44 ・最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について ・長崎県特定(産業別)最低賃金改正の必要性の有無について	9月2日(水) 予備日 9月4日
	9月28日(月) 特定最賃・第1回合同専門部会
	はん用機械 ②10月5日(月) ③10月15日(木)
	電子部品 ②10月9日(金) ③10月16日(金) ④10月23日(金)
	船舶製造 ②10月1日(木) ③10月8日(木)
本 審 第5回 令和8年3月9日(月) ・特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明について ・資料説明	3月5日(金)

令和8年度の長崎県特定(産業別)最低賃金の改正に係る申出の意向表明

産業	長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業	長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業
1. 申出者	日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部 委員長 荒瀬 智幸	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 長崎地域協議会 議長 小林 太樹	日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部 委員長 荒瀬 智幸
2. 意向表明日	令和8年2月2日	令和8年2月2日	令和8年2月2日
3. 申出内容・理由等	長崎県内のはん用機械器具、生産用機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。	長崎県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。	長崎県内の船舶製造・修理業、船用機関製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における船舶製造・修理業、船用機関製造業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。
4. 申出の時期	令和8年7月上旬	令和8年7月上旬	令和8年7月上旬

※産業別3業種の最低賃金の適用労働者数等

	令和7年度	前年度
長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金	4,947名(160事業場)	6,044名(162事業場)
長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	8,158名(75事業所)	7,777名(75事業所)
長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	8,910名(280事業所)	8,132名(293事業所)

(令和3年センサス情報をもとに、T S R情報、令和7年度実施の最低賃金基礎調査により把握した事業場廃止情報等により修正し、令和7年12月11日に作成・報告した。)

令和8年2月2日

長崎労働局長
倉永 圭介 様

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部

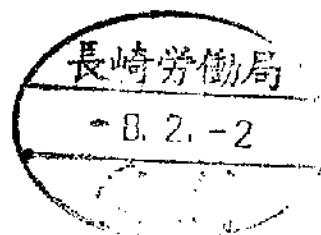
委員長 荒瀬 智幸

(長崎県長崎市水の浦町1-1 TEL080-1794-5091)

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定最低賃金改定の件名
長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業
- 2 申出の理由等
長崎県内のはん用機械器具、生産用機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。
- 3 申出の時期
令和8年7月上旬



以上

令和8年2月2日

長崎労働局長
倉永 圭介 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

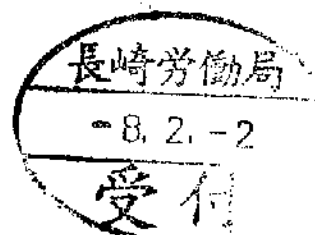
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
長崎地域協議会 議長 小林 太樹
(長崎県西彼杵郡時津町浜田郷 517-7 TEL095-865-7741)

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1. 特定最低賃金改定の件名
長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
2. 申出の理由等
長崎県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。
3. 申出の時期
令和8年7月上旬

以上



令和8年2月2日

長崎労働局長
倉永 圭介 様

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部

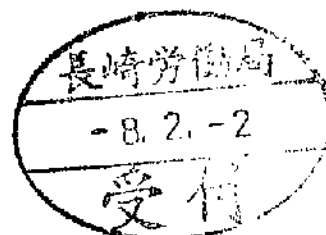
委員長 荒瀬 智幸

(長崎県長崎市水の浦町1-1 TEL080-1794-5091)

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明
します。

記

- 1 特定最低賃金改定の件名
長崎県船舶製造・修理業，船用機関製造業
- 2 申出の理由等
長崎県内の船舶製造・修理業，船用機関製造業における企業間、地域間、
組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における船
舶製造・修理業，船用機関製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当
該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとして
いる。
- 3 申出の時期
令和8年7月上旬



以上